

養護老人ホームの概要

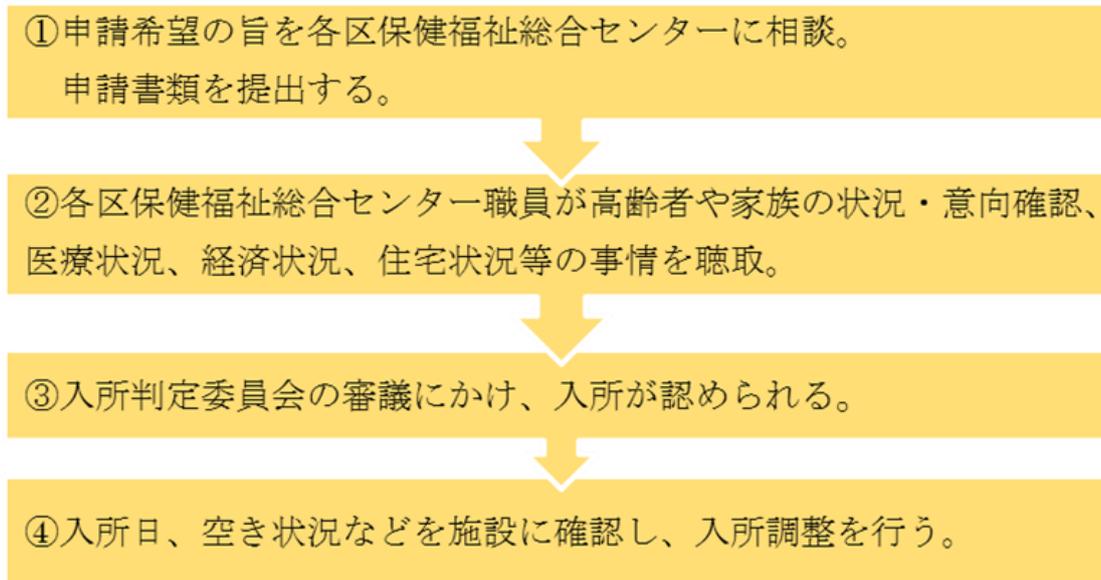
1 養護老人ホームとは

養護老人ホームとは、下記の要件に該当する者を入所させ、養護し、自立した日常生活、社会参加等の援助を行う施設である。

【入所要件】

- (1) 医師の診断書により入院治療を要する病態にないこと。
- (2) 経済的事由が生活保護世帯もしくは当該高齢者世帯の生計中心者が市民税の所得割を課されていない者。
- (3) 災害の発生等により所得の状況に著しく変動がある等、当該高齢者世帯又はその生計中心者が、上記に相当する状態にあること。
- (4) 環境の状況として、在宅において一人で生活することが困難であること。

2 入所までの流れ



※市の施設でも民間の施設でも入所までの流れは同じです。

3 利用者負担金について

負担額は利用者本人の収入に応じて、39段階に分かれており、本市の平均負担額は約27,400円である。堺市老人福祉法施行細則を基準としているため、施設の公私によって負担額は変わらない。

(※参考) 特別養護老人ホームとの主な違い

施設の種類	特別養護老人ホーム	養護老人ホーム
入所要件	要介護認定要介護3以上を受けた者で、かつ居宅において日常生活が困難な者	介護認定の有無は問わない。
入所手続	本人と事業者との契約による。 (利用者により施設を選択できる。)	市町村が措置をするため、市町村が決定する。 (利用者により施設を選択できない。)